

6 許可の消滅（通関業法第10条）

問題1 空欄を補充しなさい。

- (1) 通関業者が次のいずれかに該当するときは、当該通関業の許可は消滅する。
- ① 通関業を（　　）したとき
 - ② 通関業者（個人）が（　　）した場合で、許可の承継の申請が期間内にされなかつたとき、又は承継の承認をしない旨の処分があつたとき
 - ③ 法人が（　　）したとき
 - ④ （　　）開始の決定を受けたとき
 - ⑤ 通関業の許可の条件として付された期間が経過したとき
- (2) 財務大臣は、通関業の許可が消滅したときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。
- (3) (1)の規定により通関業の許可が消滅した場合において、現に進行中の通関手続があるときは、当該手続については、当該許可を受けていた者（その者が死亡した場合には、その相続人とし、法人が合併により消滅した場合には、合併後存続する法人又は合併により設立された法人とする。）が引き続き当該許可を受けているものとみなす。

「消滅」とは、それまで存在していたものがなくなること。財務大臣の取消し等の処分とは異なる。

問題2

1分

通関業の許可が消滅した場合に、現に進行中の通関手続があるときは、どのような対応が取られるか、答えなさい。

▼解答欄



CHECK

過去問題に挑戦しよう！

「通関業の許可の消滅及び取消し」またはこれに類する単元の過去問に取り組みましょう。

（過去問解説講座テキストの利用者は目次を参照して下さい。）

※単元名は完全に一致しない場合があります。

7 許可の取消し（通関業法第11条）

問題1 空欄を補充しなさい。

財務大臣は、通関業者が次のいずれかに該当するときは、その許可を取消すことができる。

- ① () その他 () により通関業の許可を受けたことが判明したとき
 - ② 一定の欠格事由のいずれかに該当するに至ったとき
- （「第2章 3欠格事由」1号、3から7号、10号、11号を参照。）

法人である通関業者は欠格事由に該当するに至った場合であっても、当該通関業者が、通関業の許可が取り消される前に欠格事由に該当した役員等を更迭し、変更等の届出を行ったときは、聴聞及び審査手続の通知書の送付をすることなく、許可の存続を認めて差し支えない。

ただし、この場合においても監督処分の対象となり得ることがある。

問題2 空欄を補充しなさい。

取消しをするにあたっては、以下の手順となる。

- ① あらかじめ通関業者に通知して () を行う
- ② 第三者である () の意見を聴き、処分の決定を行う
- ③ 許可の取消しの ()

問題3

1分

通関業の許可の条件として付された期限の経過や、通関業の許可が取り消された場合に、現に進行中の通関手続があるときは、どのような対応が取られるか、答えなさい。

▼解答欄



CHECK

過去問題に挑戦しよう！

「通関業の許可の消滅及び取消し」またはこれに類する単元の過去問に取り組みましょう。

（過去問解説講座テキストの利用者は目次を参照して下さい。）

※単元名は完全に一致しない場合があります。